



※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。

※2 居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。

※3 上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。

※4 ※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越し控除できます。

※5 先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。

合計所得金額で判定するもの

- ・均等割の非課税限度額
- ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
- ・扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
- ・配偶者特別控除の所得1,000万円超の判定
- ・寡婦、ひとり親控除の所得要件（500万円以下）の判定

総所得金額等で判定するもの

- ・所得割の非課税限度額
- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・寄附金控除